桐生市立川内小学校 令和７年度「いじめ防止基本方針」

Ⅰ　目的

いじめを受けた児童は、教育を受ける権利や当たり前の生活を送る権利を著しく侵害され、心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を被るのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じる。本校では、「いじめはしない」「身近に気付いたいじめを放置しない」を合い言葉に、人とのかかわりを「増やし・広げ・深め」ながら温かなものにし、いじめ問題への意識を高め、これに対する理解を深めることを旨として、いじめ防止対策を行う。

Ⅱ　いじめ防止対策の組織

いじめの防止、早期発見及び解決に関する措置を実効的に行うためいじめ対策委員会を組織する。校長を中心に全職員が協力体制を確立し、学校の課題や現状を踏まえ、現実的かつ、適切な組織とする。

１　組織の構成

校長･教頭･教務主任･生徒指導主任･教育相談主任･養護教諭･ＳＣ・関係児童の担任

２　役割

○学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を行う。

○全職員がいじめ相談・通報の窓口としての意識をもち、いじめ関連の情報や児童の問題行動に係る情報の収集と共有を行う。

○いじめ関連の情報入手時、いじめ情報の迅速な共有、関係児童への事実の聴取、緊急会議の開催、指導や支援の体制・方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に進める。

○当該児童や周囲が、いじめを否定、または認めない場合も、いじめが疑われる場合は適切に対応する。

３　役割に応じた対策

①校長･教頭

○いじめ防止基本方針を提示し、通信やＷｅｂページで、いじめ防止の取組についての情報発信。

○組織機能のためのリーダーシップの発揮と、関係機関との連絡・調整。

②教務主任

○生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進と、教育課程の質的な管理。

③生徒指導主任

○いじめ問題について校内研修や職員会議での積極的な取り上げ、教職員間での共通理解や情報共有の確認におけるリーダーシップとしての役割。

○生徒指導部会の実施と、日常的ないじめ問題に関する情報収集と記録。

④教育相談主任

○教育相談実施状況の報告時、配慮児童への対応の提案やＳＣとの面談実施の調整。

⑤養護教諭

○保健室における相談状況の報告と、保健室の活用に係る提案。

⑥スクールカウンセラー（ＳＣ）

○加害・被害児童や保護者へのカウンセリングや対応、学校の相談態勢への評価。

４　いじめ問題対策研修会の実施（全職員参加型研修会）

○年間指導計画に基づいての開催。

Ⅲ　いじめ防止の取組（未然防止）

１　授業改善からの取組（心が満たされる学習の場づくり）

○自己存在感が得られる、共感的人間関係が構築される、自己決定の場が保証されている授業づくり。

○「分かる」「楽しい」授業を工夫し、学習に対する充実感・達成感・満足感を味わわせる。

○児童の発言や頑張り、よさを多面的に認め合える場として確立できる支援と働きかけの充実。

２　児童の人間関係・集団づくり、社会性の育成（豊かな心の育成）

①人権教育の充実

○人権教育の基盤をなす「常時指導」を心がけ、互いの良さを認め合える温かい雰囲気づくりを進める。

○人権教育の全体・年間指導計画を基に、学校行事等との関連を図った指導や働きかけを増やす。

②道徳教育の充実

○いじめの未然防止に関連する様々な道徳的価値について考えを深める工夫・充実を施す。

③教職員の人権感覚

○児童一人一人を尊重する教職員の人権感覚を高める。（指導の際の言動を互いに確認し合う場の設定）

3　いじめにかかわる学習の取組（「いじめ」にかかわる知識や捉え方の共有）
○学級活動では、身近に起こりうるいじめ問題を題材として取り上げ、未然防止や解決について話し合い、集団決定や主体的自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な実践を推進する。
4　いじめをなくすための児童会の取組（児童の主体的ないじめ防止意識の向上）
○ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を基に、児童会を中心とした、校内の主体的な取組の活性化を図る。
○代表委員会を中心にあいさつ運動を実施し、「人と人との心地よいかかわわり」の意識を高める。
5　保護者や地域に対する啓発（保護者・地域との協力・連携によるいじめ撲滅の推進）
○学校だよりやホームページ、学年・学級通信にて、学校における取組や様子を密に発信する。
○地域の自治会、民生児童委員、青少推と「桐生市いじめ防止子ども会議」にて、児童の様子を定期的かつ必要時に情報の交換・共有を行う。
○地域派出所・地域防犯関係者等とは、問題発生時には迅速に連絡を取り合うことに加え、非行や問題行動防止などの未然防止のため、常日頃から連携し、いじめ撲滅の推進を図る。

Ⅳ　早期発見の取組＜違和感を感じたら速やかに「管理職に一報」→「情報の共有」→「組織での対応」＞

1　児童の些細な変化・違和感に気づく取組
①教師(複数の教職員)と児童との日常の交流を基にした発見
○全教職員が学年クラスを問わず、あらゆる場面で積極的に児童にかかわり、「表情を見る」「挨拶・対話を行う」中から違和感を敏感に把握し、発見の機会を増やしたり、迅速な対応につなげたりする。
○教科書・ノート・持ち物・ロッカー・下足箱・衣服の傷みや汚れ等、気になる様子や変化に目を配る。
○すきまの時間の校内巡視で死角となる箇所を意識して確認し、いじめ防止やその早期発見を図る。
○「単なる喧嘩やふざけ合い」と安易に判断せず(互いの「ごめんなさい」で終わったことと捉えない)、児童が受けた被害性に着目し、いじめ事案か判断する。
②アンケート調査
○悩み事を含めた「いじめに関する(生活)アンケート調査」を学校全体で定期的に実施する。
③教育相談を通した把握(ＳＣ、相談員との協力・連携)
○定期的な面談の促しや実施。(児童や保護者が希望する際、スムーズに面談できる体制の整備)
④いじめを訴えることの意義と手段の周知(いじめを受けている側、いじめの事実を知っている第三者)
○いじめを訴えることは、人権や命を守ることにつながる行為であることを指導する。
○学校への「いじめの訴え」や「いじめにかかわる相談」の方法を家庭や地域に周知する。(通信、懇談会)
○県や市からの配布物や案内を利用し、関係機関の活用方法を家庭や地域に周知を図る。
⑤保護者や地域からの情報提供
○日頃から、いじめ問題に対する学校の姿勢を積極的に伝え、共通認識に立った上で、いじめの迅速な発見に理解・協力を求めるとともに、保護者や情報提供者からの情報を丁寧に扱う。
○家庭で子どもの変化に目を向けるよう促すとともに、いじめ発見時の迅速な連絡・相談、気になる他児童の情報提供について依頼していく。

2　気づいた情報を確実に共有する取組
① いじめ対策委員会（兼：生徒指導委員会）の設置
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談主任、教育相談員、ＳＣ（スクールカウンセラー)、関係児童の担任・学年主任で編成する。
②定期的に情報交換の場を設定（職員会議時には、情報を提供し合い、全職員で共通理解）
○運営委員会や学年会議で確認・把握した情報→全職員へ
○生徒指導委員会で共有された情報(毎月１回ＳＣの出勤日)→全職員へ

3　情報に基づき、速やかに対応する取組
① いじめの情報(気になる情報）のキャッチ

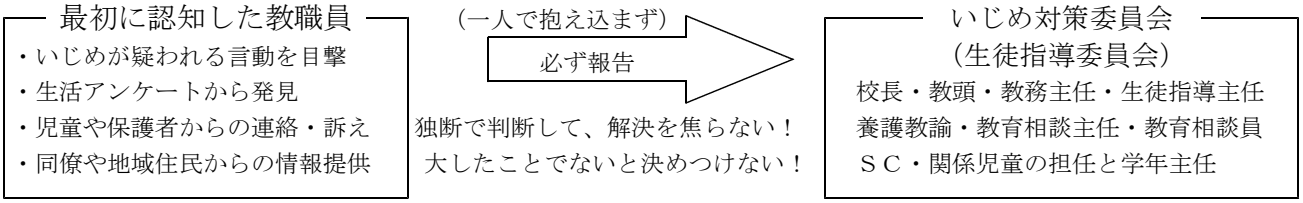

②いじめの発見･通報を受けた時の対応(いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全確保)
○「いじめ」と疑われる行為発見時のその場における速やかな指導と対応を行う。(→関係職員への周知)
○児童や保護者から「いじめを受けた」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
○些細な兆候でも「いじめ」行為の疑いがある場合、決してそのままにせず、早期に的確な対応をとる。

○状況に応じて、校長の判断でいじめ対策委員会(生徒指導委員会)を速やかに招集し情報共有を図る。
○関係者から事情を聞き取り、いじめの有無について確認した上で、迅速かつ的確な対応にあたる。
○いじめが疑われる場合は、内容の程度にかかわらず被害･加害児童の保護者に把握した事実を正確に伝えるとともに、内容の程度に応じて、校長の判断の基、状況や結果を市教委に報告する。
○いじめを犯罪行為として認める時は、***いじめられている児童を徹底して守り通す***という観点から、学校はためらうことなく警察と相談して対処する。児童の生命、身体または財産に被害が生じる恐れがある場合も警察に通報し、適切な援助を求める。

Ⅴ　解決に向けた取り組み

＜※謝罪をもって解消とせず児童・保護者・学校の３者ともに安心・納得した時点で解消と判断＞

１　いじめの発見（いじめ情報のキャッチ）から解決までの指導の流れ

①情報を集める。(教職員、児童、保護者、地域住民、他)→いじめ対策委員会にて情報の集約を行う。
②対応方針の決定･支援体制を組織する。
③事実の究明と支援･指導(いじめの状況、きっかけ等を正確に把握、事実に基づく指導)の見通しを立てる。
○聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

２　いじめの被害者、その保護者への支援

①被害児童への対応

【基本的な姿勢】
○ いかなる理由があっても、終始、いじめられている児童を支える立場として対応する。
○ 表面的な平穏状態で解決したと判断せず、根の深さを十分に見据え、支援を継続する。

【事実の確認】
○ 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。

【支援】
○ 自己肯定感の喪失を食い止めるような言葉がけに努め、当該児童のよさや優れている点を認め励ます。
○ 加害児童との今後のかかわり方について具体的に助言するとともに、守り続けることを伝える。
○ 意識的に被害児童の言動に目を向け、いじめ事案に伴う心的負担をひきずらずに明るく生き生きと健康的な過ごし方ができているかを見守るとともに、状況や必要に応じて励ましの言葉を掛けていく。

【経過観察…最低でも当該年度中は観察（気がかりな点が残る場合は次年度においても継続観察)】
○ 連絡帳での情報交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
○ 自己肯定感を回復できるよう､授業等での活躍の場や､友人との関係づくりを支援する。

②被害児童の保護者への支援（原則、複数の職員で対応）
○ 事実が明らかになった時点で、速やかに保護者との対話の場を設け、把握した事実を正確に伝える。
○ 問題が解消し安心できる状況となるまで、児童を守り支援することを伝え、具体的対応方法を示す。
○ 対応経過を逐一伝えるとともに、保護者から児童の様子についての連絡や相談に応じる。
○ 安易に解決したと判断せず､積極的に被害児童保護者に近況を伝えたりいつでも相談に応じたりする。
【＊ 保護者が不信感をもつ対応とならないよう十分な配慮を心がける】
▲ 保護者からの訴えに､「いじめはないと思われる」｢お子さんにも問題がある…」などの発言はNG。

３　加害児童、その保護者への助言

①加害児童への対応

【基本的な姿勢】
○ いじめ行為には毅然と指導し、どうすべきだったか、今後どうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】
○ 教師は話しやすい環境を工夫しながら中立の立場を取り、嘘やごまかしのないよう事実確認を行う。
○ 加害児童が複数の場合、口裏合わせをする機会を与えずに、職員が連携して同時に聞き取りを行うなど状況に応じた対応に努める。

【指導】
○ 被害者の辛さに気付かせ、自分が許されないいじめを行った加害者であることの自覚をもたせる。
○ 不平不満、本人が満たされない気持ちをじっくり聞く中で、今後の行動の仕方について考えさせる。

【経過観察等】
○ 連絡帳での情報交換や面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
○ 学校での生活態度や友達との関わりから見守りと励ましを継続し、よさを認め、評価や称賛を行う。

②加害児童の保護者への助言（原則、複数の職員で対応）
○ 事実確認後、顔を合わせての対話を通し、経緯を正確に伝え、児童を交えて事実の確認をする。
○ 相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらい、指導に対する理解を求める。

○ 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、誰もがいじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを理解してもらい、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
○ 事実を受け入れず認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童生徒を思う信念を明確に示し、理解を求める。

【＊ 保護者が不信感をもつ対応】

▲ これまでの子育てについて批判したり、家庭環境を問題視するような言動はしない。

4　いじめを見ていた・気づいていた児童への働きかけ

【基本的な指導】

○ いじめ問題に、教師が本気で取り組む姿勢を示し、学級や学年集団全体の問題として対応していく。

【事実確認】

○いじめの事実の報告は辛い立場にある人を救うこと、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

【指導】

○周囲で囃し立てた児童や傍観者にも問題の当事者として受け止めさせ、被害児童の心情を考えさせる。
○いじめの発生の要因となった集団としての在り方について振り返らせ、今後の温かな雰囲気、かつ、いじめを許さない集団づくりに向けた話合いを深められるよう指導する。

【経過観察等】…担任や学年職員だけでなく全職員による見守り

○いじめが解決したようでも注意を怠らず継続的に指導し、集団の意識をプラスに導くように努める。

5　関連機関との連携

○深刻ないじめの解決には、市教委、警察、児童相談所、医療機関等と連携して対処する。
○日頃からの協力・連携が、深刻な事案が発生した時の協力・連携を容易にする。

Ⅵ　重大事態への対処

1　重大事態の認識

①いじめにより被害児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害（金銭の強要や器物損壊など）を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席した事案
相当の期間については、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間（６日以上）連続して欠席しているような場合は、迅速に対応する必要がある。

③その他のいじめ事案
いじめの被害児童または保護者が、精神的被害が重大であると訴えた事案は、同様に調査を開始する。

2　組織としての対応（調査・報告等）

①市教委と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
〔構成員〕いじめ対策委員会(生徒指導委員会)を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加える。
※　医師(専門的な立場から)、学校評議員(地域のサポート)等

②上記組織を中心に、市教委の指導及び支援を得て、事実関係を明確にするための調査を行う。

○いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合
・いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

○いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合
・当該児童の保護者の要望･意見を十分に聴取する。

③上記調査結果については、いじめを受けた保護者に対し、連絡を密に取り合うことに努め、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。この情報提供は、市教委の指導及び支援を得て行うものとする。

○学校は情報提供について、市教委の指導及び支援を基に、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。
○質問紙調査(アンケート)の実施に際し、いじめられた児童の保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
○必要に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

Ⅶ　学校生活外におけるインターネット等にかかわるいじめ問題への取組

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルや通信ゲーム等への問題について最新の動向を把握し、児童の情報モラルの向上に努める必要がある。「ネット上のいじめ・通信ゲームの無理強い」に対するアンテナを高く張り巡らし、情報を得た場合は、書き込みや画像の削除等を迅速に進めるとともに、関係児童とその保護者に必要かつ的確な指導・対応を図る。また、人物が特定できない部外者がかかわる問題事案も想定されることから、人権侵害や犯罪、法律違反など、必要に応じて警察等の専門機関と連

携して対応していくことが必要となる。

１　いじめ防止の取組（未然防止）

＜情報モラル教育の推進＞

○ネットワークで他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報活用の的確な判断力を身に付けさせる。

○各教科授業の中に情報モラルの視点を持った学習活動を展開することが必要となる。そこでは、インターネットの安全かつ効果的な利用のため、サイトの安全性を判断し危険を予想・予測する力、誘惑に負けない力、自己の言動に責任をもつ力、相手を傷つけないか考える力を培う。

○外部講師を活用した児童向けの携帯・インターネット問題講習会を実施する。

２　早期発見の取組

①ネット上の不適切な書込みは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除依頼やそのための対応に努める。

○名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信の停止を求めたり、情報の削除を依頼したりする。（必要に応じて、警察、関係諸機関の協力を要請。）

○児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、市教委との連携を図りながら警察に通報、援助を求める。

②市教委と連携し、学校ネットパトロールを実施するなど、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

③ネット上のいじめで、児童が誰にも相談できずに悩みを抱えてしまうこともある。困った時はどこに相談するべきか、どう対処すべきか知らせる。

３　いじめ事案に対する措置

①事実の確認

被害児童および保護者の了解のもと、発見までの経緯、書き込み児童の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、書き込みの実態を把握する。

②対応方針の検討

把握した実態を基に速やかに「いじめ対策委員会」をもち、対応にあたる。ただし、被害児童、保護者等が情報拡散を嫌うこともあるため、当事者の気持ちを尊重した慎重な対応を心がける。

③児童への対応

被害児童への対応（不安の共感的理解）、加害児童への対応（書き込み者が分かっている場合）、当該児童以外のその他の児童への指導（必要と判断した場合）等を迅速に並行して行う。

④インターネット上の対応

書き込み児童が特定できた場合、速やかに削除させるが、特定できなかった場合、被害児童家庭・学校・市教委が連携して削除依頼をする。

⑤事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、再び同じ内容が表出する恐れがあるので、被害児童の心のケアに努めながら、その後の経過を定期的に確認するようにする。

Ⅷ　評価

①毎月アンケートを実施することで、いじめの未然防止や早期発見につなげていく。

②学校評価項目に「いじめ問題への取組」を入れ、児童・保護者へのアンケートを実施し、学校関係者へのアンケートと合わせて分析・評価を行う。

③①・②の評価に基づいて「学校いじめ防止基本方針」と見直し、教員間で共通理解を図る。